

様式第5の4 (第9条の3関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島市消防局長 殿

届出者

住所 鹿児島市山下町15番1号
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

氏名 海山花火大会
大会実行委員会 波野 辰三

(法人の場合は、名称及び代表者)

防火担当者

住所 鹿児島市山下町15番1号
(電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

氏名 事務理事 笠井 ナクソウ

別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。

指定催しの開催場所	鹿児島市山下町15番1号		
指定催しの名称	第〇回 海山花火大会		
開催時期	自 〇〇年〇月〇日(土曜日) 至 〇〇年〇月〇日(土曜日)	開催時間	開始17時00分 終了21時30分
一日当たりの人出予想人員	175,000名	露店等の数	250店
使用火気等	<input checked="" type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input checked="" type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input checked="" type="checkbox"/> その他(発電機)		
その他必要事項	対象火気器具等を使用する露店等の関係者に自己点検を実施させます。		
※受付欄	※経過欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 □印のある欄には、該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。

●●●●の開催に伴う
火災予防業務計画（例）

●●年●月●日 ●●●●●●●●

第1条（目的）

この計画は、鹿児島市火災条例第57条の2に基づき「指定催し」として指定された●●●●における防火管理について、当該指定催しの主催者、関係者、露店等の関係者が火災等の災害を予防するために実施すべきこと、万が一火災等が発生した際に実施すべきことに係る必要事項を定めることにより、当該指定催しの防火安全性に万全を期し、来場者等が安全に、かつ、安心して当該指定催しを楽しんでもらうことを目的とする。

第2条（適用範囲）

本計画の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 指定催し的主催者（以下「主催者」という。）
- (2) 指定催しの運営に関係する全ての者（以下「運営者」という。）
- (3) 本催しに出店する露店等（対象火気器具等の使用の有無を問わない。）の関係者

第3条（主催者、防火担当者及び露店等の関係者の責務）

1 主催者の責務

- (1) 主催者は、●●●●の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。
- (2) 主催者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火担当者として選任し、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、当該計画に基づく防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 主催者は、防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画（以下「予防業務計画」という。）を作成させ、当該計画に基づいて必要な業務を行わせなければならない。
また、防火担当者が火災予防業務計画を作成（変更）する場合は必要な指示を与えなければならない。

2 防火担当者の責務

防火担当者には、●●●●が当たり、計画の作成及び当該計画に基づく防火管理業務の執行に係る全ての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 火災予防業務計画の作成及び変更
- (2) 予防業務計画に基づく、火災予防に関する業務の実施体制の確保
- (3) 対象火気器具等を使用する露店等の配置位置の把握及び危険物取扱の把握に関すること。
⇒ 対象火気器具等を使用する露店等の配置については、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (4) 露店等が設置する対象火気器具等、ガスボンベの転倒防止措置等に係る指導
- (5) 対象火気器具等を使用する露店等に設置する消火器の位置及び内容（消火器の種類・製造年月日）の把握及び不備・欠陥がある場合の是正指導
⇒ 消火器の設置位置については、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照
- (6) 消火器の使用の確認及び露店等の関係者に対する指導
- (7) 初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡、来場者の避難誘導などの要領確認・訓練の実施
- (8) 対象火気器具等を使用する露店等以外の場所で火災が発生した場合における消火の準備
- (9) 露店等の関係者が行う「対象火気器具等の使用・露店等の開設に係る防火安全自己点検票」（【別紙2】参照。以下「自己点検チェックシート」という。）に基づく自己点検の実施状況の把握及び自己点検を実施していない露店等に対する実施の促進
- (10) 火災が発生した場合における、露店等の関係者と協力した初期消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
⇒ 火災が発生した場合における来場者の避難誘導の経路は、「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照

(11) その他防火管理業務を実施するために必要な事項

3 露店等の関係者の責務

露店等の関係者は、本計画の内容を十分に理解した上で、自らが管理する露店等の防火安全対策に責任を持って、次の業務を行う。

- (1) 対象火気器具等の使用方法に関すること。
- (2) 取扱う危険物品の取扱に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用する場合における消火器の準備に関すること。
- (4) 対象火気器具にガスボンベ等を使用する場合の転倒防止措置
- (5) 消火器の内容（消火器の種類・製造年月日）確認及び不備・欠陥がある場合の是正
- (6) 消火器の使用の確認【別紙3】
- (7) 「屋外出店時における火災予防のチェックポイント」【別紙4】及び「ガソリンを燃料とする携帯発電機のチェックポイント【別紙5】に基づく自己点検の実施
- (8) 火災が発生した場合における初期消火、消防・警察・催し関係者への通報連絡及び来場者の避難誘導体制の確保
- (9) 露店等の周囲の整理整頓、ごみは指定された時間に指定された場所へ出す等による放火防止対策の推進
- (10) その他防火安全対策を推進するために必要な事項

第4条（火災予防の措置）

1 露店等以外での火気等の使用制限等

防火担当者は、催し会場内における対象火気器具等を含めた火気等の使用の制限を行う。

2 火気等の使用時の順守事項

対象火気器具等を使用する露店等の関係者その他火気等を使用する者は、以下に掲げる事項を順守するものとする。

- (1) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、露店開設場所以外では使用しないこと。
- (2) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具は、事前に点検してから使用すること。
- (3) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物品を置かないこと。
- (4) 対象火気器具等その他火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検し、安全を確認すること。

3 避難経路図

防火担当者は、来場者の安全を確保するため、会場外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（「●●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】参照）を作成し、催しの関係者、露店等の関係者に周知する。

4 火災等発生時の連絡体制

防火担当者は、火災等が発生した時の連絡先の一覧を作成するとともに、催しの関係者、露店等の関係者に周知するものとする。

⇒ 火災等発生時の連絡先一覧は、「自衛消防隊の編成及び各班の任務」【別紙2】参照

第5条（放火防止対策）

防火担当者及び露店等の関係者は、以下の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 催し会場の広場、通路、休憩所、トイレ、露店等の可燃物の整理整頓
- (2) 不審な行動をとっていると認められる者に対する呼びかけ、監視等を行う。
- (3) 催し関係者、露店等の関係者が誰なのかを明確にする。
- (4) 死角となる場所等の不定期巡回体制を確立する。

第6条（火災発生時における連絡体制）

防火担当者は、火災等が発生したときの連絡体制をとり、必要ある場合には連絡体制一覧表を作成のうえ、主催者、防火担当者及び露店等の関係者に周知すること。

第7条（自衛消防の活動）

1 自衛消防隊の設置

(1) 火災等の災害発生時において被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。

⇒ 自衛消防隊の編成及び各班の任務については、【別紙2】参照

(2) 自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を●●●●●●に設置する。

(3) 自衛消防隊には、隊長、副隊長を置く。

(4) 自衛消防隊長等の指定は、以下のとおりとする。

ア 自衛消防隊長は、●●●●●とする。

イ 自衛消防副隊長は、防火担当者が当たり、自衛消防隊長を補佐する。

ウ その他の自衛消防隊員は、自衛消防隊長が指定する。

(5) 自衛消防隊の編成は、【別紙2】のとおりとする。

2 自衛消防隊長の任務等

(1) 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震等の災害に係る自衛消防活動及び訓練を実施する場合は、その指揮、命令、監督等の一切の権限を有する。

(2) 自衛消防副隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう統括し、また、消防との連携を密にしなければならない。

(3) 自衛消防副隊長は、自衛消防隊長が不在のときには、その任務を代行する。

3 自衛消防活動等

自衛消防隊には、指揮班、消火班、通報連絡班、避難誘導班、救護班を置く。各班の活動は、以下のとおりとする。

(1) 指揮班

指揮班は、指揮所の設置、消火、通報及び避難状況の把握、自衛消防隊長の指示命令の伝達、必要資機材の集結、資料の確保、情報の収集等を行うとともに、消防に協力するものとする。

(2) 消火班

ア 消火班は、消火器等の消火用具を活用して、露店等の関係者と協力して適切な初期消火を行うものとする。

イ 消防隊が現場に到着したときは、出火場所、延焼状況、燃焼している物、危険物品の有無等の情報を提供するものとする。

(3) 通報連絡班

ア 通報連絡班は、火災等の発生場所及び状況を把握し、直ちに消防（119番）に通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知手段を講じるものとする。

イ 通報連絡班員は、消防隊が到着したときは、逃げ遅れの有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行うものとする。

(4) 避難誘導班

避難誘導班員は、火災等が発生した場合、以下により避難誘導にあたるものとする。

ア 携帯用拡声器、懐中電灯（夜間の場合）、ロープ等の必要資機材を携行し、出火場所に直行する。

イ 出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導する。

ウ 負傷者、避難していない者、救助の必要がある者の確認を行い、本部に報告する。

エ 必要に応じて、ロープを使用して警戒区域を設定する。

(5) 救護班

ア 救護所は、消防隊の活動等に支障のない安全な場所に設置する。

イ 救護班員は、負傷者等の応急手当を行うとともに、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速や

かに病院搬送できるよう適切な対応をとる。

ウ 救護班は、負傷者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、負傷程度などの事項を記録し、現場に到着した救急隊に情報提供するものとする。

第8条（対象火気器具等を使用する露店に関する情報）

対象火気器具等を使用する露店等に関する情報は次の通りである。

開設場所	「●●●露店等配置・避難誘導経路図」【別紙1】
開設店数	本催しに出店する露店等 合計〇〇店 (1) 対象火気器具等を使用する露店等 〇〇店 (2) 上記以外の露店 〇〇店
消火器の設置本数	〇〇本
使用燃料	<input type="checkbox"/> 液体 <input type="checkbox"/> 固体 <input type="checkbox"/> 気体 <input type="checkbox"/> その他（電気等）

自衛消防隊の編成及び各班の任務

自衛消防隊長 役職名（主催者・会長等）	●●●●	TEL●●●●
自衛消防副隊長 役職名（防火担当者等）	●●●●	TEL●●●●
※ 事務局	●●●●●●	住所 ●●●●●● TEL●●●●

各隊の編成		各班の任務
指揮班	班長 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●●	1 隊長、副隊長の補佐 2 消火、通報及び避難状況の把握 3 自衛消防隊長の指示、命令の各班への伝達 4 必要資機材及び資料の確保 5 消火・救助・救急に係る消防隊への協力
消火班	班長 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●●	1 消火器等の消火用具を活用し、露店等の関係者と協力して適切な初期消火の実施 2 消防隊の現場到着時、出火場所、延焼状況、燃焼している物、危険物品の有無等の情報提供
通報連絡班	班長 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●●	1 火災等の発生場所及び状況を把握し、直ちに消防（119番）に通報 2 自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた来場者への周知 3 消防隊の現場到着時、逃げ遅れの有無等の情報提供、出火場所への誘導
避難誘導班	班長 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●●	1 火災発生時、携帯用拡声器、懐中電灯（夜間の場合）、ロープ等の必要資機材を携行し、出火場所に直行 2 出火場所付近にいる避難者を優先に避難誘導 3 負傷者、避難していない者、救助の必要がある者の確認を行い、自衛消防本部に報告 4 必要に応じて、ロープを使用して警戒区域を設定
救護班	班長 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●● 班員 ●●●●	1 消防隊の活動等に支障のない安全な場所に救護所を設置 2 負傷者等の応急手当を行うとともに、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに病院搬送できるよう適切な対応 3 負傷者等の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、負傷程度などの事項を記録し、現場に到着した救急隊に情報提供

※ 火災、けが人、急病人が発生した場合は、事務局まで連絡すること。

消火器の正しい使い方

火災を大きくしないためにも、すばやく消火することが大切です。万一のためにも消火器の使い方を確認してきましょう。



1. 安全栓を引き抜く



2. ホースをはずし火元に向ける
3. レバーを強くにぎる

119番通報メモ

1 火事ですか・救急ですか？

2 住所

3 何が燃えていますか

4 目標となるもの

5 通報者の氏名

屋外出店時における 火災予防のチェックポイント

こんろは・・・

- 周囲には可燃物や危険物を置かない。
- 点火するときは燃料漏れがないことを確認する。
- ゴム製ホースはプロパンガス専用の物を使用する。
- ゴム製ホースの接続部はホースバンド等で確実に締め付ける。
- ゴム製ホースが劣化しているときは交換する。



ガスボンベは・・・

- 直射日光や火気の近くを避ける等ボンベを40度以下に保つ。
- 倒れないように固定する。
- 必要最小限の量とする。

その他には・・・

- 電気コードはタコ足配線にせず、電気機器の許容電流を守る。
- 取扱説明書（こんろ，ガスボンベ等）の安全事項を必ず守る。
- 消火器を準備する。

防火に関するお問合わせは、最寄りの予防課・消防署へご連絡下さい。

消防局 予防課 222-0970

中央 消防署 285-0119

西 消防署 254-0119

南 消防署 269-0119



ガソリンを燃料とする 携帯発電機のチェックポイント

携帯発電機を使用するときは・・・

- 発電機の周りに可燃物や危険物を置かない。

容器でガソリンを貯蔵するときは・・・

- 金属製容器でキャップをしっかりと閉めて貯蔵する。
- 火気や発電機から離して貯蔵する。
- 直射日光の当たらない、風通しのよい場所で貯蔵する。

携帯発電機にガソリンを給油するときは・・・

- 絶対に、エンジンを稼働したまま給油しない。
- 風通しのよい場所で給油する。
- ガソリン容器のキャップを開ける前に圧力弁等で圧力を抜く。
- 給油する周囲では火気や火花を発する機械器具等を使用しない。

その他には・・・

- 取扱説明書（発電機、ガソリン容器）の安全事項を必ず守る。
- 消火器を準備する。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)